

デジタルサイネージ 事前チェックシート

作成日： 年 月 日

届出者	住所	
	氏名(担当者)	
	電話番号	
設置場所		
チェック項目		
項目	内容	チェック欄
I 明るさや時間に関すること		
1	明るさ 夜間(18時から22時)の輝度は、以下のとおりとすること 商工業地域に設置するもの：1,000cd/m ² 以下 その他の地域に設置するもの：800cd/m ² 以下	
2	色彩 信号機と誤認しやすい赤・青・黄などの高彩度色(鮮やかな色)は避けること 下地に明度の高い白を使うと輝度が上がるため使用を控えること	
3		
4	表示時間 深夜早朝(22時から6時)の表示はさけること(商業地域は除く)	
II 動作や音に関すること		
5	過度な点滅や激しい動きは避けること	
6	動作 画面の切り替えはゆっくりと行い、動画の表現もゆっくりとしたものにする 規則的なパターン模様を板面の大部分に使用することは避けること	
7		
8	音声 原則として音声は出さないこと	
III 設置に関すること		
9	場所 信号機や道路標識を誤認するおそれのある位置、色彩、発光、動きを避けること 2台以上のデジタルサイネージを連続して設置する場合は、300m以上離して設置すること	
10		
11	高さ 原則、条例施行規則で定める高さ基準値以下であり、かつ地面からの高さ1.2m以下とすること	
12	向き 突出し広告など、通りの進行方向に垂直となる掲出は避けること	
13	面積 一の敷地における表示面積の合計は10m ² 以下とすること	
IV その他		
14	表示内容 公序良俗に反するもの、公衆に不快感や不安を与えないものとする	
15	法令遵守 本ガイドラインのほか、福井市屋外広告物条例施行規則第11条(許可基準)を遵守すること 設置場所を管轄する警察署に事前に相談し、協議録を作成する等、道路交通法を遵守すること	
16		
17	自主審査 掲出するデジタルサイネージが本ガイドラインに適合していることを、事前の自主審査により確認すること	
18	事後対応 設置後、近隣や市民から苦情、要望があった場合は、設置者、管理者は改善に努めること	

- 注
- 1 本ガイドラインに適合する項目にはチェック欄に「」、適合しない項目には「」、該当しない項目には「」を記入してください。
 - 2 本チェックシートは、屋外広告物の表示(設置)許可申請時の添付書類として提出してください。